



内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

平成 28 年度輸入食品監視指導計画の監視指導結果及び

輸入食品監視統計の公表

平成 28 年度の「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」と「輸入食品監視統計」が公表されましたのでその概要をお知らせします。なお、詳細は厚生労働省ホームページの輸入食品のサイトに掲載されています。

1. 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

(輸入食品の概要)

平成 28 年度中に届出された輸入食品の件数は、2,338,765 件で前年比 3.7%の増加でした。輸入届出重量は 3,230 万トンで前年比 1.3%の増加でした。これに対し 8.4%にあたる 195,580 件について検査を実施し、773 件(延べ 803 件)を法違反として、積戻し又は廃棄等の措置を講じています。これは届出件数の 0.03%に相当します。

(検査の概要)

モニタリング検査

平成 28 年度のモニタリング検査状況は、延べ 98,164 件を実施し、食品衛生法に適合しないものは 136 件でした。このうち、果物を含む農産商品については、18,442 件の検査が行われ食品衛生法に適合しないものは 32 件(0.17%)でした。

この結果、モニタリング検査強化となった果物は次のとおりです。

- ① 中国産 レイシ(4-クロルフェノキシ酢酸、ジフルベンズロン)
- ② フィリピン産 バナナ(イミダクロプリド、シペルメトリン)、マンゴー(アズキシストロビン)
- ③ チリ産 ブルーベリー(ストレプトマイシン)、ぶどう(プロフェノホス)
- ④ コスタリカ産 バナナ(ジベレリン)
- ⑤ ブラジル産 マンゴー(シペルメトリン)
- ⑥ ペルー産 キノア(フィプロニル)
- ⑦ 南アフリカ産 グレープフルーツ(エポキシコナゾール)

モニタリング検査強化後検査命令へ移行した果物はありませんでした。

検査命令

検査命令の対象となった品目は69品目で、56,877件(延べ86,629件)が検査命令により検査され、食品衛生法に適合しないものは235件(延べ235件)でした。

(食品衛生法違反の状況)

違反の理由別・国別にみると次のとおりでした。

- ① 微生物規格に係る違反事例を国別にみると、中国が58件(28.9%：微生物規格に係る違反件数(209件)に対する割合)、次いでタイ26件(12.9%)、ベトナム22件(10.9%)で、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(細菌数、大腸菌群、大腸菌)の違反が上位を占めていました。
- ② 有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例を国別にみると、中国47件(26.7%：有害・有毒物質及び病原微生物薬に係る違反件数(176件)に対する割合)、米国47件(26.7%)、イタリア16件(9.1%)で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国及び中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、洋菓子の試案化合物検出が最も多かった。
- ③ 残留農薬に係る違反事例を国別にみると、中国が26件(21.3%：残留農薬に係る違反件数(122件)に対する割合)、次いでベネズエラ15件(12.3%)、エクアドル10件(8.2%)で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、たまねぎのチアメトキサム、ベネズエラでは全てカカオ豆の2,4-Dであり、エクアドルではカカオ豆の2,4-Dが最も多かった。
- ④ 添加物に係る違反事例を国別にみると、中国が27件(24.5%)、米国11件(10.0%)、フランス7件(6.4)、ベトナム7件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では菓子類への指定外添加物使用、米国では、ビスケット類への指定外添加物使用、フランスでは、チョコレート類への指定外添加物の使用、ベトナムでは調味乾燥品及び果実の調整品への二酸化硫黄の過剰残存が最も多かった。
- ⑤ 以下、腐敗・変敗・異臭及びカビ発生などの違反46件、残留動物用医薬品44件、器具・容器包装、おもちゃに係る規格違反は55件でした。

(海外からの食品衛生問題発生情報に基づく緊急対応)

国立薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、次の食品について輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査など緊急時の対応が行われました。

- ① 米国産冷凍野菜及び冷凍果実におけるリステリア・モノサイトゲネス汚染
- ② 米国産オゴノリにおけるサルモネラ属菌汚染
- ③ ブラジル産鶏肉における食肉検査の不正

(輸出国における安全対策の推進)

検査命令やモニタリング検査強化となった食品について、輸出国政府に対し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請しました。このうち、二か国間協議の結果、台湾産の廃油を利用した油を使用した食品について、再発防止対策が整ったことが確認された。残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、現地調査が行われました。
・フィリピン産マンゴーについて、残留農薬に係る原因究明及び再発防止対策が講じられたことから、検査命令免除対象輸出者として再登録されました

(輸出国事前調査)

平成 21 年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国における衛生対策について、計画的な情報収集、現地調査を実施している。平成 28 年度においては、インド、シンガポール、ノルウェー及びマレーシアについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査がおこなわれました。

(輸入者への自主的な衛生管理の実施指導)

検疫所の輸入食品相談指導室における平成 28 年度の輸入前指導（いわゆる輸入相談）実績をみると、24,180 件の輸入相談を実施し、このうち事前に食品衛生法に適合しないことが判明した事例は 410 件（延べ 489 件）でした。法に適合しない事例を内容別にみると、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準違反が延べ 238 件（48.7%）が最も多く、次いで指定外添加物の使用違反の延べ 210 件（42.9%）でした。

2. 輸入食品監視統計

(概況)

平成 28 年度における食品等の届出件数は、2,338,765 件、届出重量は 32,302,113 トンでした。検査は届出件数の 8.4%にあたる 195,580 件について実施され、内訳は、行政検査 60,828 件、登録検査機関検査 148,916 件（うち、検査命令 56,877 件）、外国公的検査機関検査 4,715 件(0.2%)でした。このうち 773 件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられましたが、これは届出件数の 0.03%に相当します。

検疫所別に届出件数をみると、東京の 626,076 件（26.8%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いで大阪 286,897 件（12.3%）、成田空港の 284,337 件（12.2%）、横浜 224,347 件(9.6%)、川崎 146,210 件（6.3%）、名古屋 128,686 件（5.5%）、神戸 112,097 件（4.8%）、福岡 85,224 件（3.6%）の順でした。

品目別輸入届出件数をみると、飲食器具 234,017 件（10.0%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いでアルコールを含む飲料 215,628 件（9.2%）、生鮮肉類（内臓を含む）184,434 件（7.9%）、その他の器具 183,095 件(7.8%)、野菜の調整品（きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く）161,306 件（6.9%）、魚類加工品 110,650 件（4.7%）の順でした。違反状況をみると、水産動物類加工品（魚類、貝類を除く）の 90 件（11.6%：総違反件数に対する割合が最も多く）、次いで種実類 73 件（9.4%）、穀類 57 件（7.4%）、豆類 50 件(6.5%)の順でした。

国（地域を含む）別の届出件数をみると、中国の 742,967 件（31.8%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いでアメリカ 228,793 件(9.8%)、フランス 208,459 件(8.9%)、タイ 161,735 件(6.9%)、韓国 121,936 件（5.2%）、イタリア 118,654 件（5.1%）の順でした。違反状況をみると、中国の 181 件（23.4%：総違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアメリカの 90 件（11.6%）、ベトナム 70 件（9.1%）、タイ 54 件（7.0%）、イタリア 37 件（4.8%）、フランス 28 件(3.6%)の順でした。

(果物の輸入)

果物の輸入・検査・違反の状況は下表のとおりでした。

果実類の輸入届出、検査、不適合の状況

品目分類	輸入届出件数	輸入届出重量	検査件数	違反件数
核果果実	3,438	7,083	244	0
かんきつ類果実	13,941	245,950	682	0
仁果果実	153	2,797	14	0

熱帯産果実	30,686	1,287,903	1,860	8
ベリー類果実	8,880	37,510	940	2
その他の果実	7,223	68,468	651	3
計	64,321	1,647,711	4,391	13

果実類の輸入届出は 64,321 件で昨年より 9.1%増加しました。輸入届出重量も 1,647,711 トンで 0.1%の増加でした。検査件数は 4,391 件で 38.0%の減で、違反件数は 13 件と昨年度より 2 件減りました。

果実全体でわずかですが輸入届出件数が増加しました。また、輸入届出重量についても、仁果果実、核果果実、熱帯果実、ベリー類でわずかですが輸入量が増加しました。違反件数は、かんきつ類果実が昨年度 6 件から 0 件に、ベリー類果実が 3 件から 2 件に減少しました。熱帯産果実が 4 件から 8 件に、その他の果実が 2 件から 3 件に増加しました。

国別に輸入件数をみると、核果果実、かんきつ類は米国からの輸入が最も多く、仁果果実はニュージーランド、熱帯産果実はフィリピン、その他の果実はメキシコがそれぞれ第 1 位の輸入国となっています。違反の状況は、熱帯産果実はフィリピン、メキシコ、ベリー類果実はチリでした。

3. 資料の入手

平成 28 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」、「輸入食品監視統計」は厚生労働省のホームページの「分野別の政策一覧>健康・医療>食品>輸入食品監視業務>監視指導・統計情報」に記載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000176078.pdf>

《行事報告》

- 7/ 5 横食協／実務者講習会(川口常務理事出席)
- 7/ 6 出前研修会／東京青果貿易(株)講師依頼(荻野事務局長、川口常務理事出席)
- 7/13 広報・食品衛生・植物防疫 3 部会開催
- 7/14 出前研修会／那覇青果物卸商事共同組合講師依頼(川口常務理事出席)
- 7/18 公認会計士監査
- 7/20 協会監事監査
- 7/24 第 3 回理事会／臨時総会
- 8/ 2 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(川口常務理事傍聴)
- 8/ 3 輸出戦略実行委員会青果物部会(荻野事務局長出席)
- 8/22 食品安全委員会(川口常務理事傍聴)
- 8/24 協会監事監査
- 8/24 第 2 回菜果フォーラム委員会開催
- 8/29 エクアドル大使館大使、商務参事官来会